



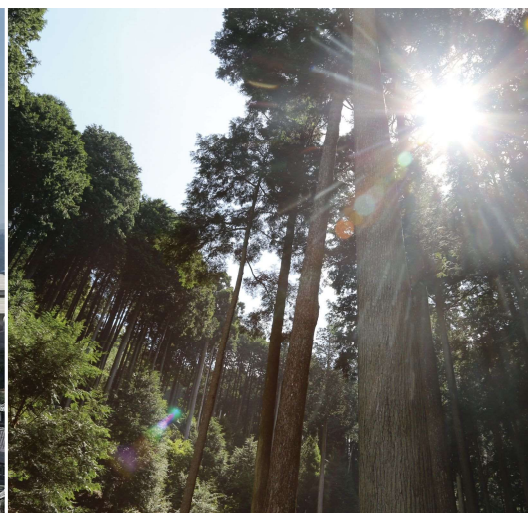
概要版

関ヶ原町 景観計画

Sekigahara Town Landscape plan

令和3年7月 関ヶ原町

美しい自然と誇りある歴史の中で暮らしていくまち 関ヶ原



構 想 編

1 目的

関ヶ原町では住民・事業者・行政の協働により、景観まちづくりを総合的・計画的に取り組む、また、住民が自らのまちに誇りと愛着をもち、多くの人にとって魅力的なまちをつくることを目的として、「関ヶ原町景観計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

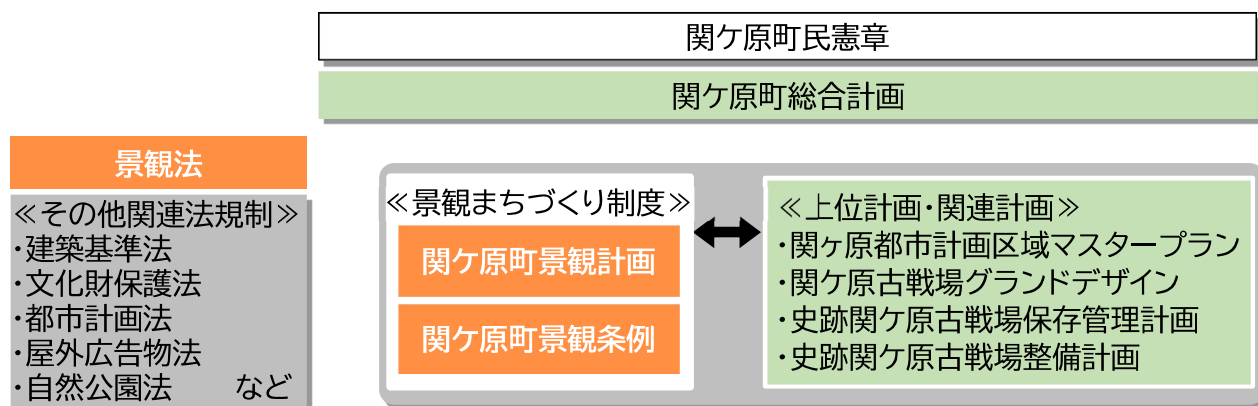
計画期間：令和3年度（2021）～令和22年度（2040）

2 意義

本計画は、住民・事業者・行政が協働し、地域の特性を活かした魅力ある景観をまもり、そだて、つくることによってまちづくりを行う「景観まちづくり」を推進するための方針やルールを体系的に示すものです。これによって、単に外観を良くするだけのものではなく、まちの活力の維持向上、すなわち、まちの価値の向上を図ります。

3 位置付け

本計画は、関ヶ原町景観条例とともに景観まちづくり制度として運用し、関ヶ原町総合計画や関ヶ原古戦場ランドデザイン等の上位・関連計画との連携を図ります。



◆ 景観とは

「景観」とは、山並みや河川、町並み、人々の暮らしなど、私たちが日頃接している風景や景色のことです。景観は目にみえるものだけでなく、自然、歴史、文化に伴う雰囲気等、私たちが感じるものも含みます。

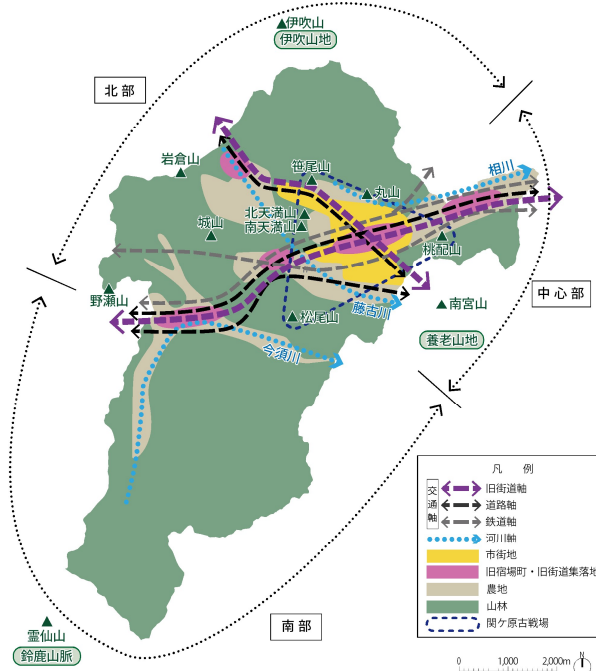
◆ 良好な景観とは

「良好な景観」とは、地域の歴史、文化や暮らしといった人々の営みの中でつくられる建築物や工作物が、河川・山並み、水田等の自然環境の中で調和し、地域ごとの特色や個性を有するものです。景観の感じ方には個人差がありますが、地域の歴史・文化・暮らしと景観との関係性を理解することで、良好な景観に対する共通認識をもつことができます。

4 関ヶ原町の景観構造

関ヶ原町は、自然・地形からみると、北の伊吹山をはじめとする山地や山脈の狭間に位置し、河川により起伏に富んだ地形が形成され、山間に平地部を有する構造となっています。この地形上で十字に交差する主要な道路軸や鉄道軸等の交通軸は、古代から現代まで変わらずその位置を継承しています。

旧街道軸の沿線には歴史的な趣きのある町並みが残ります。また、関ヶ原古戦場からの眺望は、関ヶ原の戦いで東軍・西軍の陣が配置された起伏に富んだ地形を見て取ることができます。



5 関ヶ原町の景観特性

関ヶ原町の景観は、主に次の4つの特性により形成されます。

関ヶ原古戦場の景観



決戦地



石田三成陣地(笠置山)



徳川家康最後陣地



岡山烽火場の竹林

東西を結ぶ交通の景観



関ヶ原宿(旧中山道)



今須宿(旧中山道)



十九女池と新幹線



大規模工場

農林業の営みを感じる景観



農地と農道



農道脇の木材

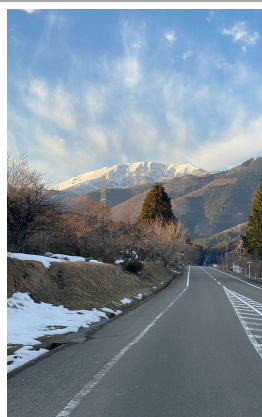


八幡池

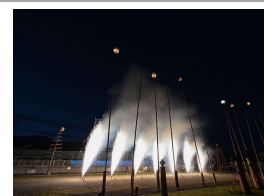


マンボ

心に残る関ヶ原町らしい眺め



戦国ロードからみる
伊吹山



秋葉山の火祭り



玉倉部の清水
(日本武尊伝説)

6 基本理念と目標

本計画では、このまちに生きる幸せを感謝し、先人の気概を今によみがえらせ、活気ある希望にみちたまちづくりをめざして、基本理念と目標を定めます。

基本 理念

美しい自然と誇りある歴史の中で暮らしていくまち 関ヶ原

【景観計画の目標】

1 暮らしを豊かにします

今までの町並みをまもるとともに、交通により支えられてきた産業や林業、農業により豊かにしてきたまちの中で、関ヶ原町の景観をつくりだしていきます。

2 歴史を学び伝えます

身近にある歴史の中で育った住民全体で歴史を学び、次代に伝え、伝統をまもっていくことで、歴史ある景観の保全・創出につなげていくことをめざします。

3 美しい自然をまもります

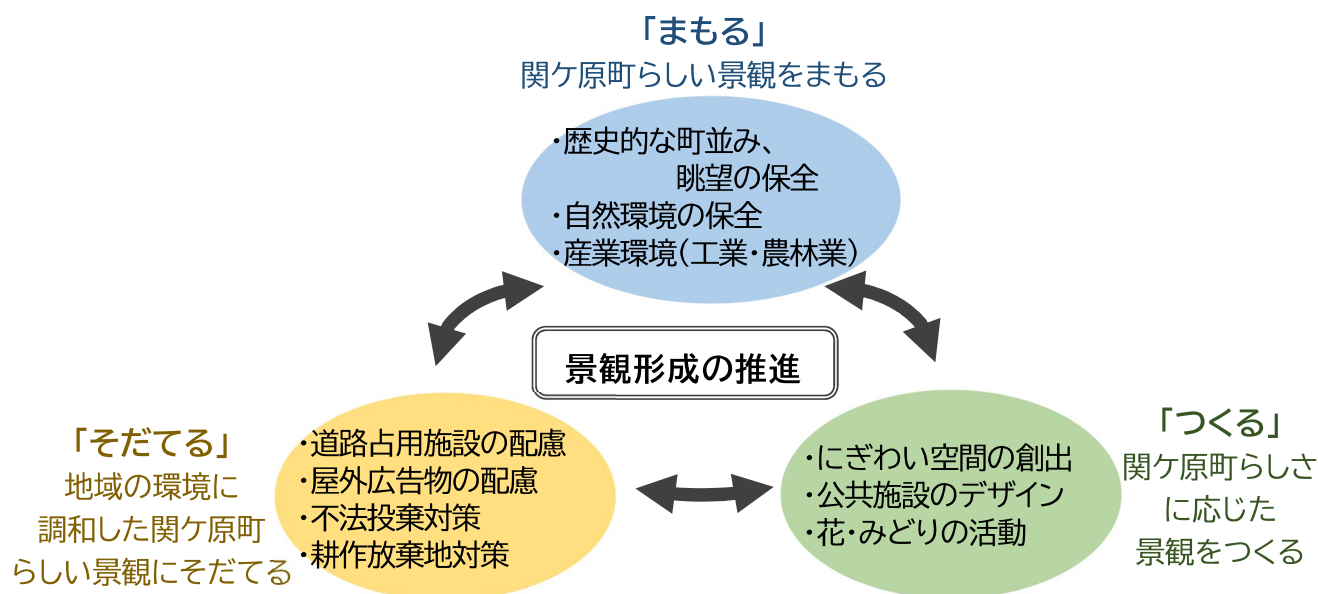
山からの眺望や、河川によってできた水の景観をまもっていきます。

4 来訪者と住民をつなぐ交流を大切にします

自然、歴史、暮らしの3つの要素と、来訪者と住民をつなぐ「交流」を通じ、関ヶ原町の魅力を伝え、景観を活かした取組みを積極的に促進します。

7 景観形成の基本的な考え方

関ヶ原町の先人が築きあげられてきた良好な景観を「まもる」ことに加えて、地域の環境と調和した景観に「そだてる」こと、地域に応じた景観を「つくる」ことを考えていく必要があります。



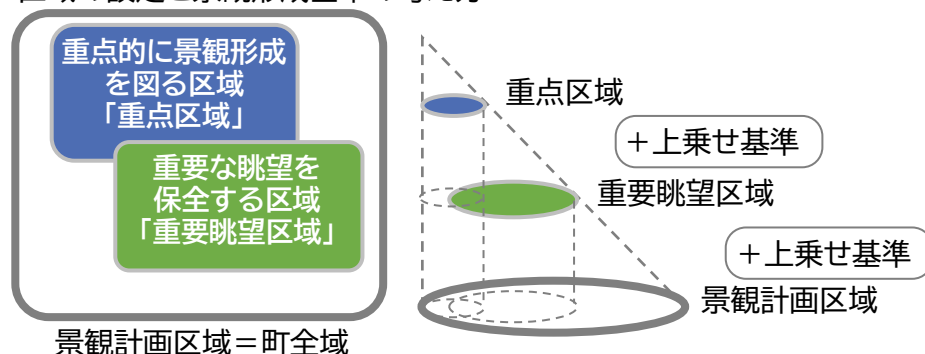
推 進 編

1 景観計画区域の概要

関ヶ原町では、特徴ある景観が各地に存在していることから、それぞれの景観的価値の重要度を勘案して、町全域を「景観計画区域」、重点的に眺望景観の保全・活用を図る「重要眺望区域」、重点的に景観まちづくりを推進する「重点区域[※]」とします。

※ 本計画では、候補地の選定までとする。

<区域の設定と景観形成基準の考え方>



【良好な景観形成に関する方針】

方針1 「古戦場のまち」としての景観の形成・保全

方針2 東西を結ぶ景観の形成・保全

方針3 「自然・暮らし」の中から形成される文化的な景観の形成・保全

方針4 関ヶ原町を活かす眺望景観の保全

2 届出対象行為

関ヶ原町の良好な景観を保全・形成を図るため、景観計画区域および重要眺望区域では、行為の制限を定め、景観の保全・形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為を届出対象とします。

届出対象行為	届出対象とする範囲
建築物の建築等 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 10m 以上、又は延床面積 500 ㎡以上 ○上記の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、又は模様替若しくは色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの
工作物の建設等 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ 10m 以上 ○上記の規模を超える工作物の外観を変更することとなる形状又は色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの ○高さ 5m 以上かつ長さ 10m 以上の擁壁 ○出力50キロワット以上の太陽光発電設備
開発行為	○1,000 ㎡以上
土地の開墾等	○1,000 ㎡以上
木竹の伐採等	○1,000 ㎡以上
屋外における土石等の堆積	○500 ㎡以上

3 景観形成基準の概要

景観形成基準とは、関ヶ原町の良好な景観を保全・形成を図るための、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等の行為に対する基準（行為の制限）です。関ヶ原町の景観形成基準は、実施基準、努力基準、配慮基準の3段階の基準を定めています。

【景観形成基準の区分】

【A】実施基準…法に基づく適合義務であり、遵守すべき基準

【B】努力基準…景観計画との適合に向けて努力すべき基準

【C】配慮基準…基準適合の適否を判断するものではないが、必ず検討が必要な基準

【景観計画区域】

【A】実施基準

・建築物・工作物の色彩

【B】努力基準

・建築物・工作物の高さ、配置および形状、素材・意匠・色彩、外構・設備
・開発行為、土石類の採取、木竹の伐採、土石等の堆積への配慮

【重要眺望区域】

【C】配慮基準

・建築物・工作物の高さ、配置および形状、素材・意匠・色彩、外構・設備
・開発行為、土石類の採取、木竹の伐採、土石等の堆積への配慮

【重点区域】

・重点区域への位置付け後、実施基準を設定

4 景観形成基準

① 【A】実施基準

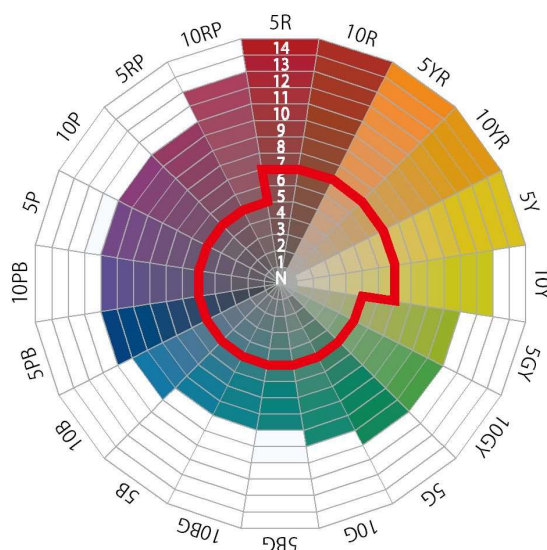
大規模な建築物や工作物は、景観に与える影響が大きいため、良好な景観を形成・保全するための配慮が必要です。特に、色彩は良好な景観の形成・保全において重要な役割を果たしているため、景観計画区域全体において基準を設けます。

実施基準

・大規模な建築物、工作物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は次のとおりとする

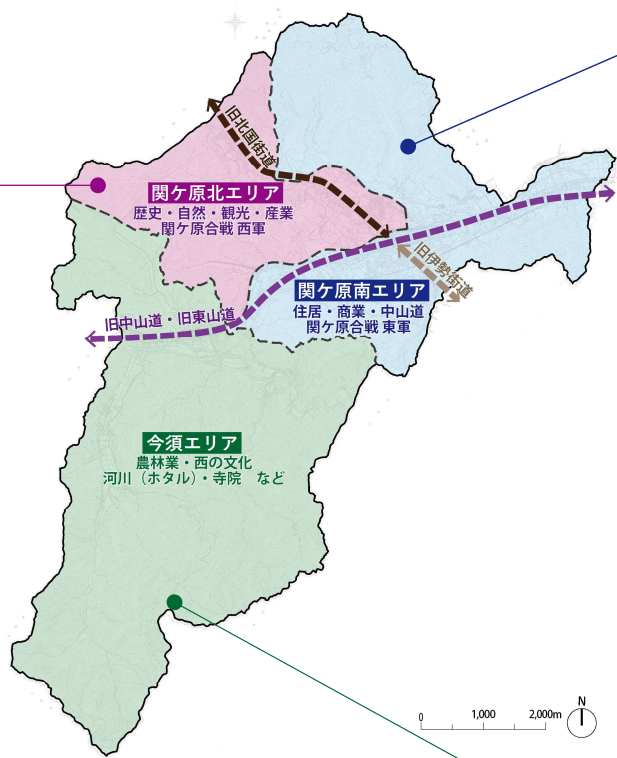
色 彩	彩 度
R(赤系)～Y(黄系)	6以下
GY(黄緑系)～RP(赤紫系)	4以下
N(無彩色)	制限なし

・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上られている部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととする



②【B】努力基準

関ヶ原町においては、景観エリアごとに有する景観特性に応じた配慮が必要となります。努力基準を意識した行為とすることで、関ヶ原町の良好な景観の形成・保全の推進が図られます。

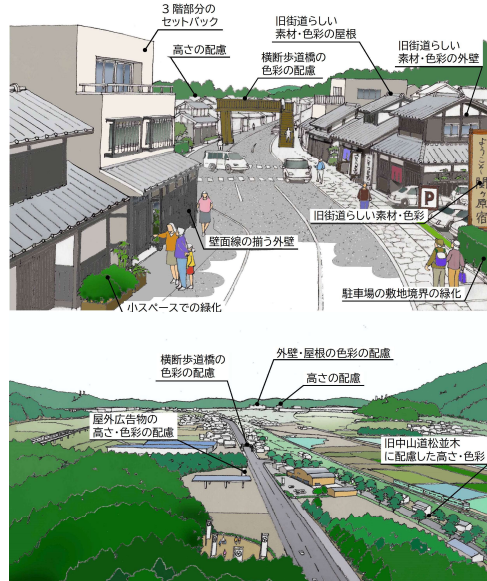


関ヶ原町南エリア

【景観形成基本方針】

・旧中山道や宿場町を活かした町並みの保全・再生と、関ヶ原町の玄関口として風格のある景観の創出の両立を図ります

努力基準イメージ

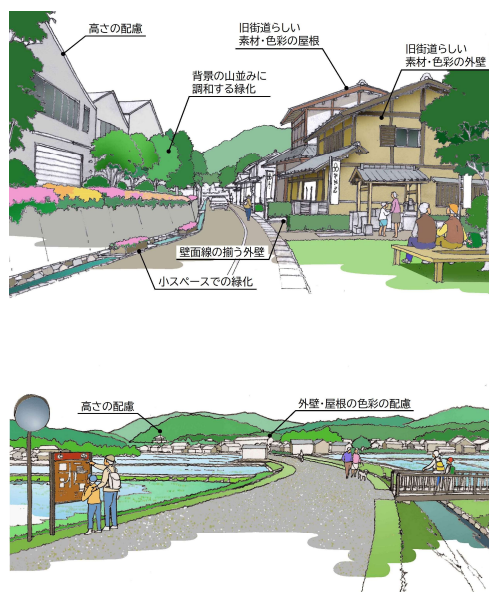


関ヶ原町北エリア

【景観形成基本方針】

・関ヶ原古戦場からみえる眺望の保全や、関ヶ原町らしい地形、自然と調和する町並みの保全を図ります

努力基準イメージ

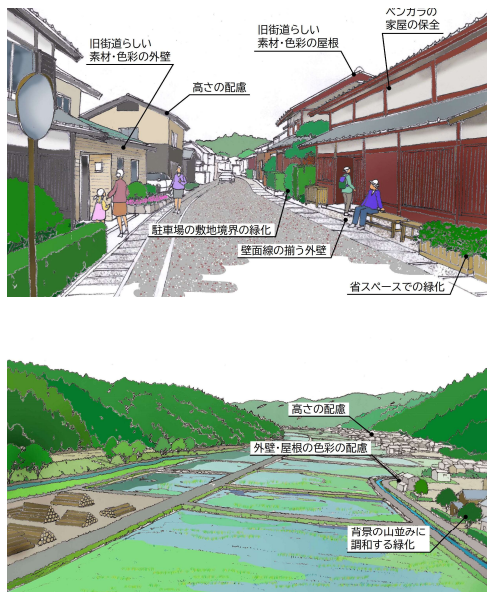


今須エリア

【景観形成基本方針】

・東西の文化の交界が感じられる特有の町並みや、農業や林業が感じられる集落の町並みの保全を図ります

努力基準イメージ



注:このスケッチは、景観計画運用後の改善イメージを示したもので、実際の景観とは異なります。

5 重要眺望区域

次代に継承すべき大切な眺望景観の保全活用に努めるため、優先的かつ重点的に保全活用を推進する眺望景観を「重要眺望区域」として選定し、重点的な景観形成を図ります。

重要眺望区域：関ヶ原古戦場への眺望

① 重要眺望区域の景観形成基本方針

重要眺望区域では、東軍・西軍の陣跡の相互配置の位置関係を一望でき、当時から変わらぬ地形により関ヶ原の戦いが想起される眺望景観の保全活用を図ります。

【まもるための方針】

・建築物等の高さの制限や屋上施設の景観誘導、樹林・山林の適切な管理等により、各所の陣跡周辺およびその前後の景観を保全する

【そだてるための方針】

・歴史的な町並みに不調和な要素の修景や、落ち着きのある素材やデザインへの配慮により、景観的価値の高い眺望景観を形成する

【つくるための方針】

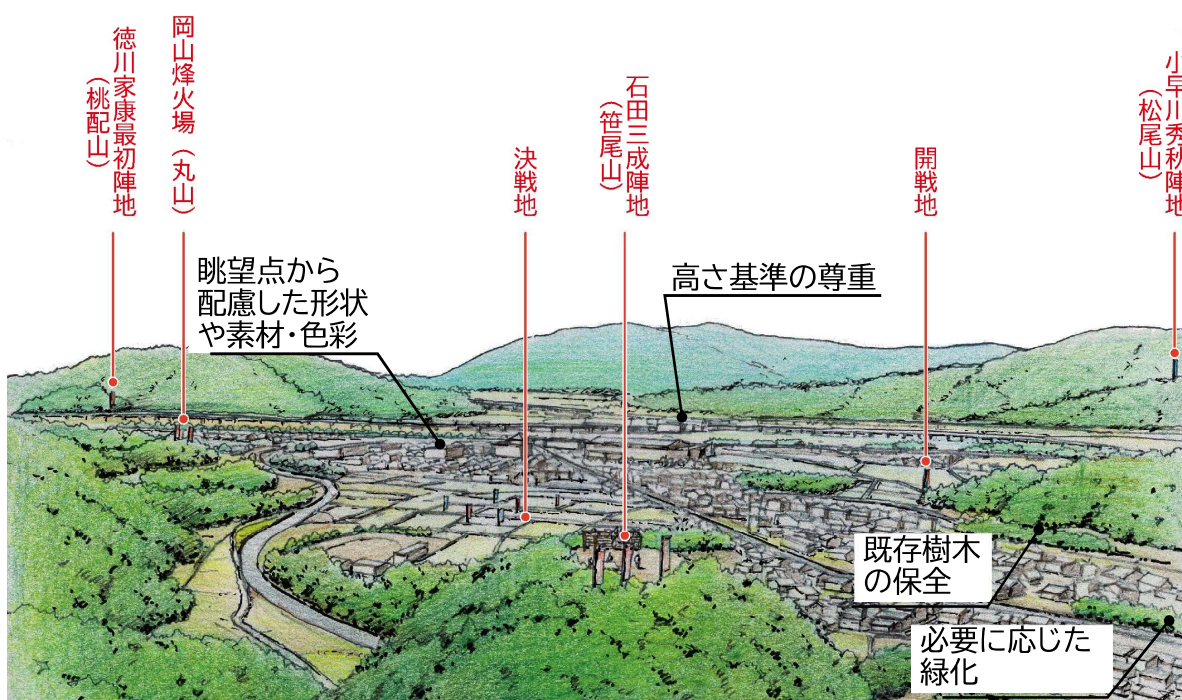
・関ヶ原古戦場が有する景観的価値を人々が理解し、多様な感じ方ができるような情報発信や空間づくりを推進するなど、関ヶ原町全体としての魅力の向上を図る

② 【C】配慮基準

重要眺望区域では、関ヶ原の戦いにおける陣跡相互の位置関係や旧街道の位置を確認できる視点場※からの眺望が重要です。配慮基準は、視点場からの検討を必ず行う必要があります。

※ 視点場：景観を眺める地点やその周辺のこと

【配慮基準イメージ(例)】



注：このスケッチは、景観計画運用後の改善イメージを示したもので、実際の景観とは異なります。

■高さ基準

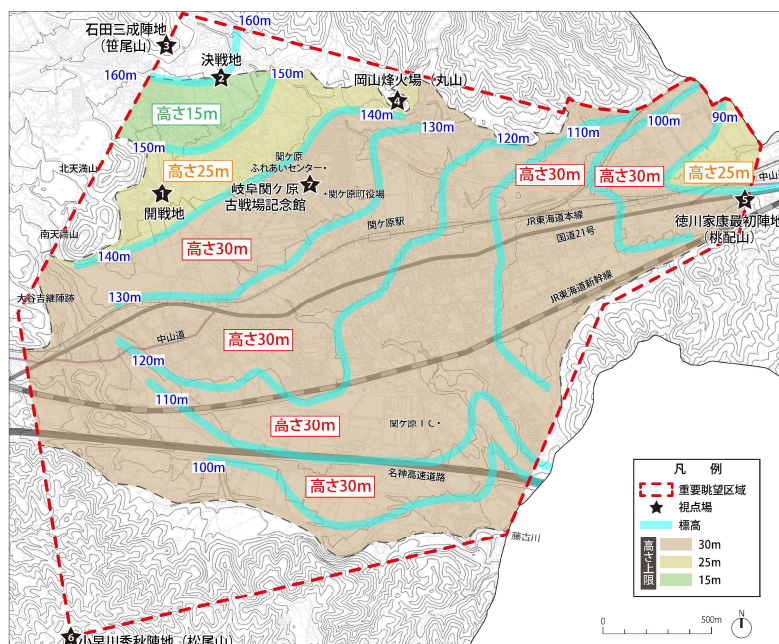
重要眺望区域内での高さ基準は、現況の町並みライン※)の高さを目安とします。なお、建築物や工作物の高さは、現況の町並みラインや周辺環境に配慮することが大切です。

※ 町並みライン：視点場から眺めたときの建築物等の町並みの輪郭線。

視点場からの町並みライン 高さ(上限 30m)

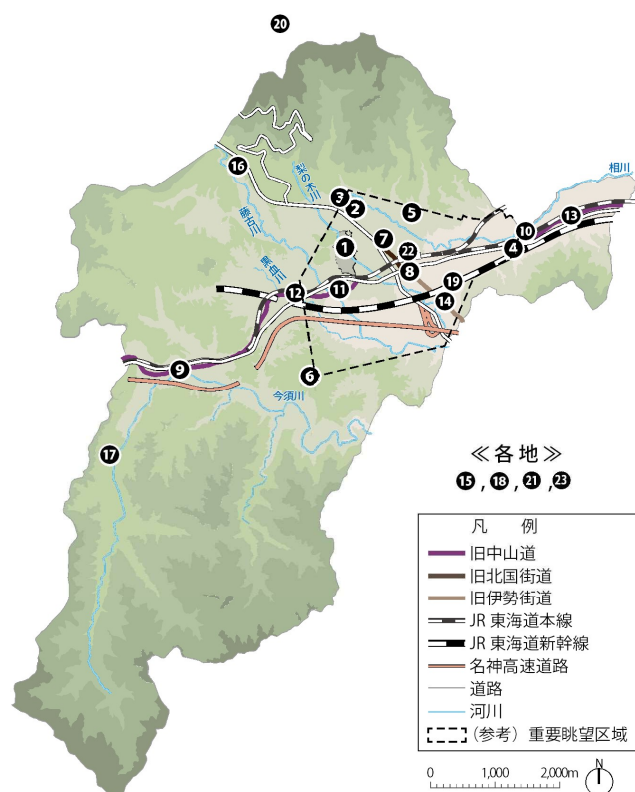
【視点場】

- ① 開戦地
- ② 決戦地
- ③ 石田三成陣地(笹尾山)
- ④ 岡山烽火場(丸山)
- ⑤ 徳川家康最初陣地(桃配山)
- ⑥ 小早川秀秋陣地(松尾山)
- ⑦ 岐阜関ヶ原古戦場記念館



6 重点区域

町全域での景観の水準を向上させるために、先導的役割を果たすモデル区域として重点区域を定めます。その候補地として、次の23箇所を選定しました。今後、住民等の意見を踏まえた上で重点区域への指定を検討します。



重点地区候補地

- ① 開戦地周辺
- ② 決戦地周辺
- ③ 石田三成陣地(笹尾山)
- ④ 徳川家康最初陣地(桃配山)
- ⑤ 岡山烽火場(丸山)
- ⑥ 小早川秀秋陣跡(松尾山)
- ⑦ 徳川家康最後陣地・旧北国街道
- ⑧ 旧中山道関ヶ原宿
- ⑨ 旧中山道今須宿
- ⑩ 旧中山道松並木
- ⑪ 不破関
- ⑫ 旧東山道山中宿
- ⑬ 旧東山道野上宿
- ⑭ 旧伊勢街道
- ⑮ 伝説地<各地>
- ⑯ 藤古川による河岸段丘(玉の集落)
- ⑰ 今須杉(林業), 農村集落
- ⑱ マンボ、ため池<各地>
- ⑲ 十九女池
- ⑳ 暮らしの中からみえる伊吹山
- ㉑ 暮らしの中にある交通<各地>
- ㉒ JR関ヶ原駅
- ㉓ 工場等<各地>

7 景観重要建造物・景観重要樹木

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている建造物を「景観重要建造物」、樹木を「景観重要樹木」として指定を推奨していきます。

景観重要建造物候補地(例)



今須問屋場跡地

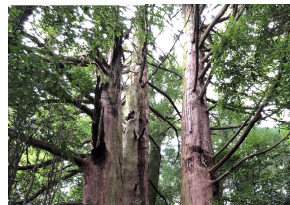


玉の火薬庫跡

景観重要樹木候補地(例)



旧中山道松並木



自害ヶ峯の三本杉

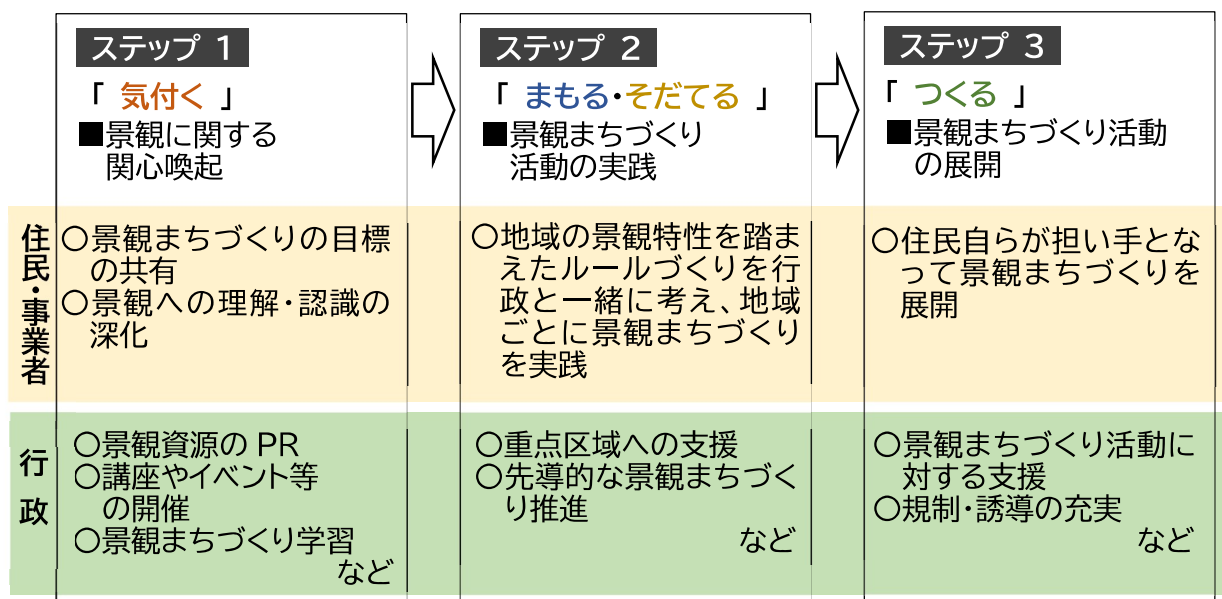
8 景観重要公共施設

公共施設は都市空間を構成する重要な要素の 1 つであることから、良好な景観形成における先導的な役割を果たすことが必要です。住民の生活に関わる公共施設や公共空間は、住民にとって愛着や誇りのもてる施設であることが求められます。

9 景観まちづくりの推進

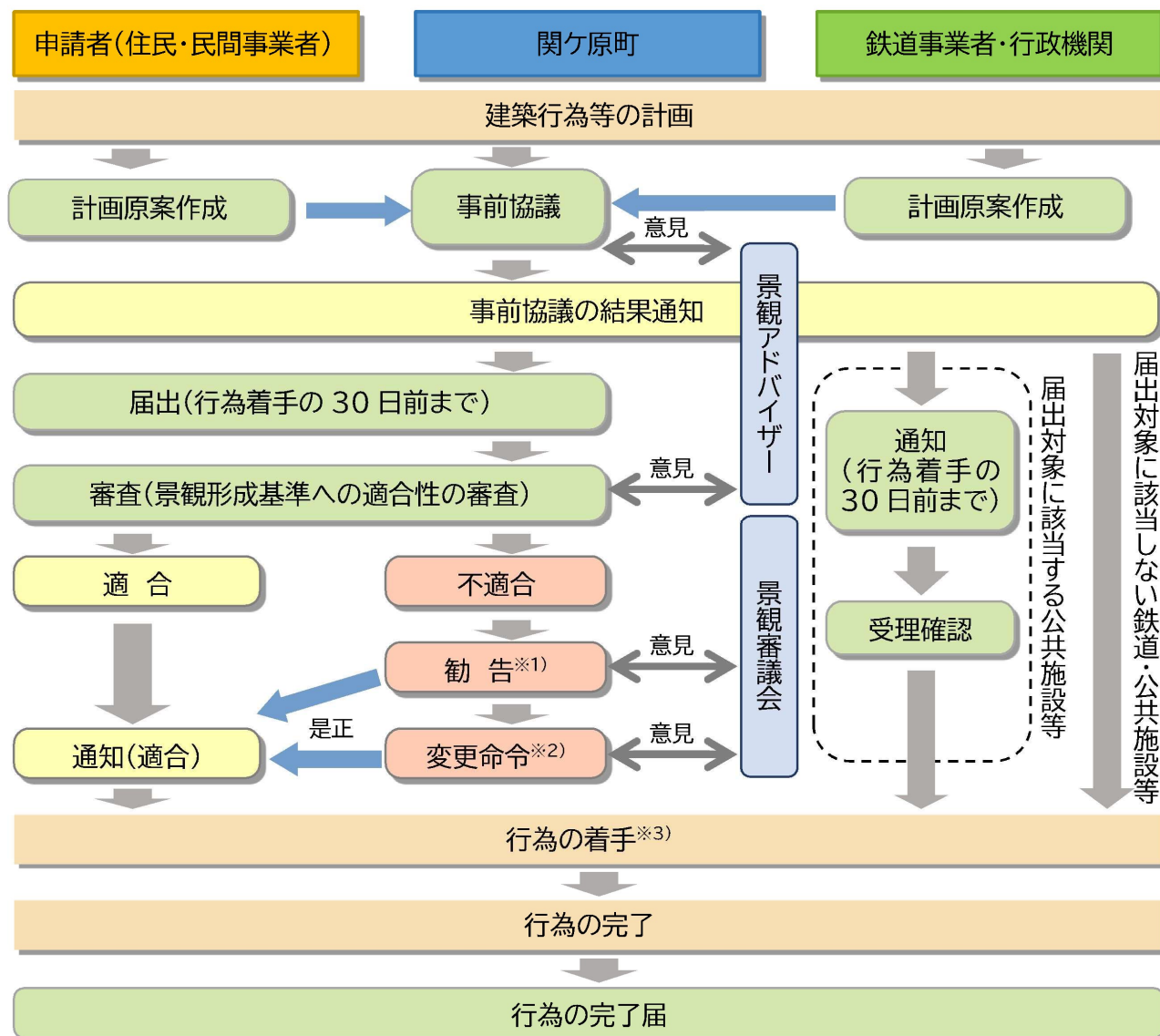
景観は、住民・事業者・行政の「共有財産」であるとの認識のもと、景観まちづくりを推進します。景観をまもり、そだて、つくっていく取組みは、身近な景観の魅力や価値に「気付く」ことから始まります。そして、一人一人から始まる取組みを、地域やグループ等で連携した取組みへとステップアップさせ、景観まちづくりの取組みの展開を図ります。

【景観まちづくりの取組み展開】



【事前協議と届出の流れ】

届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に関ヶ原町に届出が必要となり、届出が受理された日から30日経過した後でなければ届出行為に着手できません。なお、届出に関わる行為が本計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更等を勧告することがあります。



※1 勧告

・勧告の期限 : 届出受理から30日以内

※2 変更命令

・変更命令 : 建築物・工作物の形態意匠のみ
・変更命令の期限: 届出受理から最大で90日以内で延長可能

※3 行為の着手

・景観法第18条により、届出後30日間(延長された場合はその期間)は行為に着手できない。ただし、適合の通知を受けた場合は着手可能

* 罰則 … 景観法第103条: 届出をしなかった場合または虚偽の届出をした場合…30万円以下の罰金
景観法第102条: 変更命令に従わなかった場合…50万円以下の罰金

概要版

Sekigahara Town Landscape plan



関ヶ原町役場 産業建設課

〒503-1592 関ヶ原町 大字関ヶ原 894-58

TEL 0584-43-3054 FAX 0584-43-3122